

(案)

## 公 告

漁業法(昭和24年法律第267号)第67条第2項において準用する同法第64条第5項の規定により、次のとおり公聴会を開催します。

令和5年 月 日

神奈川県内水面漁場管理委員会

会長 井貫晴介

1 日時

令和5年4月26日（水）午後2時00分から

2 場所

横浜市中区海岸通1-1

波止場会館 4階 大会議室1・2

電話 045-201-3842

3 案件

相模川、酒匂川、早川、芦ノ湖、千歳川及び多摩川における内水面漁場計画の案に対する意見について

4 公聴会において意見を述べることのできる利害関係人その他の者の範囲

(1)漁業権者

(2)漁業者及び漁業従事者

(3)漁業協同組合関係者

(4)その他の利害関係のある者

5 その他

(1)公聴会において意見を述べようとする方は、住所、氏名及び職業並びに意見の趣旨及びその理由を記載した書面を令和5年4月19日（水）までに神奈川県内水面漁場管理委員会事務局（郵便番号231-8588 横浜市中区日本大通1）に提出してください（郵便の場合は、この日までに必着するようにしてください。）。

(2)漁業の免許の内容となる事項等を記載した内水面漁場計画（案）は、次の場所において縦覧に供します。また、当神奈川県内水面漁場管理委員会事務局のホームページ（<https://www.pref.kanagawa.jp/div/9510/index.html>）に掲載します。

神奈川県内水面漁場管理委員会事務局

神奈川県 政策局 情報公開広聴課 県政情報センター

神奈川県 政策局 情報公開広聴課 横浜駐在事務所

（横浜市神奈川区鶴屋町2-24-2 かながわ県民センター内）

神奈川県 政策局 情報公開広聴課 川崎駐在事務所

（川崎市幸区堀川町580 ソリッドスクエア東館2階 川崎県民センター内）

神奈川県 横須賀三浦地域県政総合センター

(横須賀市日の出町2-9-19 横須賀合同庁舎内)

神奈川県 県央地域県政総合センター (厚木市水引2-3-1 厚木合同庁舎内)

神奈川県 県央地域県政総合センター高相分室

(相模原市南区相模大野6-3-1 高相合同庁舎内)

神奈川県 県央地域県政総合センター津久井分室

(相模原市緑区中野937-2 津久井合同庁舎内)

神奈川県 湘南地域県政総合センター (平塚市西八幡1-3-1 平塚合同庁舎内)

神奈川県 県西地域県政総合センター (小田原市荻窪350-1 小田原合同庁舎内)

神奈川県 県西地域県政総合センター足柄上分室

(足柄上郡開成町吉田島2489-2 足柄上合同庁舎内)

## 公聴会の開催について

年　月　日　等	内　容　等
令和5年3月22日（水） 内水面漁場管理委員会開催	<ul style="list-style-type: none"> <li>1 内水面漁場計画案及び内水面漁場計画(多摩川)案の作成の諮問</li> <li>2 公聴会開催日時決定</li> </ul>
令和5年4月11日（火） 公聴会の開催の公告 (公聴会の2週間前まで)	<ul style="list-style-type: none"> <li>1 公聴会の開催の公告（併せて事務局HPにも掲載）</li> <li>2 縦覧場所への依頼、漁協等へ公聴会開催のお知らせ</li> <li>3 漁場計画案の縦覧（4月26日まで）</li> <li>4 委員に対し公聴会開催に伴う公告等について通知</li> </ul>
令和5年4月19日（水） 公述人申出期限 (公聴会の1週間前まで)	<ul style="list-style-type: none"> <li>1 公述人申出</li> <li>2 委員会として、公述人を決定 (正副会長に一任) → 公述人へ決定通知（公聴会の4日前まで）</li> <li>3 委員あて公聴会開催に伴う公述人決定等の通知</li> </ul>
令和5年4月26日(水) 公聴会開催 14：00～  (公聴会終了後) 内水面漁場管理委員会開催  会場：波止場会館 4階 大会議室1・2	<ul style="list-style-type: none"> <li>1 公聴会において、各公述人より意見陳述</li> </ul> <ul style="list-style-type: none"> <li>1 公聴会の結果を踏まえ、答申を決定</li> </ul>

## 漁業法（一部抜粋）

[昭和二十四年十二月十五日号外法律第二百六十七号]

### 第一款 海区漁場計画

（海区漁場計画の作成の手続）

第六十四条 都道府県知事は、海区漁場計画の案を作成しようとするときは、農林水産省令で定めるところにより、当該海区において漁業を営む者、漁業を営もうとする者その他の利害関係人の意見を聴かなければならない。

2 都道府県知事は、前項の規定により聴いた意見について検討を加え、その結果を公表しなければならない。

3 都道府県知事は、前項の検討の結果を踏まえて海区漁場計画の案を作成しなければならない。

4 都道府県知事は、海区漁場計画の案を作成したときは、海区漁業調整委員会の意見を聴かなければならない。

5 海区漁業調整委員会は、前項の意見を述べようとするときは、あらかじめ、期日及び場所を公示して公聴会を開き、農林水産省令で定めるところにより、当該海区において漁業を営む者、漁業を営もうとする者その他の利害関係人の意見を聴かなければならない。

6、7（略）

8 前各項の規定は、海区漁場計画の変更について準用する。

### 第二款 内水面漁場計画

第六十七条 都道府県知事は、その管轄する内水面について、五年ごとに、内水面漁場計画を定めるものとする。

2 第六十二条第二項（第一号に係る部分に限る。）、第六十三条第一項（第六号を除く。）及び第二項並びに第六十四条から前条までの規定は、内水面漁場計画について準用する。この場合において、第六十二条第二項中「海区（第百三十六条第一項に規定する海区をいう。以下この款において同じ。）ごとに、次に」とあるのは「次に」と、第六十四条第六項中「免許予定日及び第百九条の沿岸漁場管理団体の指定予定日並びにこれらの」とあるのは「免許予定日及び」と、同条第七項中「免許予定日及び指定予定日」とあるのは「免許予定日」と読み替えるものとする。

## **神奈川県内水面漁場管理委員会公聴会に関する手続規程**

昭和 44 年 2 月 21 日

内水面漁場管理委員会告示第 2 号

改正 平成 7 年 3 月 31 日内水面漁場管令和 2 年 11 月 20 日内水面漁場  
理委員会告示第 2 号 管理委員会告示第 2 号

神奈川県内水面漁場管理委員会公聴会及び公開の聴聞に関する規程を次のように定める。

### **神奈川県内水面漁場管理委員会公聴会に関する手続規程**

#### **(趣旨)**

第 1 条 この規程は、漁業法（昭和 24 年法律第 267 号）第 67 条第 2 項において準用する第 64 条第 5 項の規定により神奈川県内水面漁場管理委員会が行う公聴会に関する手続について、必要な事項を定めるものとする。

#### **(開催の決定)**

第 2 条 神奈川県内水面漁場管理委員会（以下「委員会」という。）は、公聴会を開催しようとするときは、あらかじめその決議をしなければならない。

#### **(会議上の拘束)**

第 3 条 委員会は、公聴会においては、討論及び表決を行わない。

#### **(開催の公示)**

第 4 条 委員会は、公聴会を開催するときは、その期日の 2 週間前までに公聴会の日時、場所及び案件並びに公聴会において意見を述べることのできる利害関係人その他の者（以下「公述人」という。）の範囲を神奈川県公報に公示し、かつ、必要があるときは、その旨を関係のある市町村又は漁業協同組合の事務所等に掲示するものとする。

#### **(公述人の選定)**

第 5 条 公述人として意見を述べようとする者は、公聴会開催期日の 1 週間前までに公聴会において述べようとする意見の要旨及びその理由並びに住所、氏名及び職業を記載した書面を委員会に提出しなければならない。

2 委員会は、公聴会開催期日の 4 日前までに公述人を定め、その者に通知しなければならない。

3 委員会は、公述人を選定するときは、公平に定めなければならない。

#### **(緊急時における特例)**

第 6 条 委員会は、特に緊急やむを得ない事情があると認めるとときは、第 4 条の規定にかかわらず、同条に規定する期間を 3 日まで短縮することができる。この場合における前条第 1 項及び第 2 項の規定の適用については、別に定める。

(公述人の発言)

第7条 公述人は、委員会会長（以下「会長」という。）の許可を得なければ発言することができない。

2 公述人の発言は、その意見を聽こうとする案件の範囲を超えてはならない。

3 公述人の発言が前項の範囲を超える、又は公述人に不穏な言動があつたときは、会長は、その発言を禁止し、又は退場を命ずることができる。

4 会長は、公述人の数が著しく多いときは、公述人が意見を述べる時間を制限することができる。

(質疑)

第8条 委員は、公述人の述べた意見に対して質疑することができる。

2 公述人は、委員に対して質疑することができない。

(代理人による公述等の禁止)

第9条 公述人は、代理人に意見を述べさせ、又は文書で意見を提示することができない。ただし、会長が特に認めたときはこの限りでない。

(記録)

第10条 公聴会においては、その経過について記録を作成しなければならない。

2 前項の記録には、次に掲げる事項を記載し、会長が署名しなければならない。

(1) 公聴会開催の目的

(2) 公聴会の期日及び場所

(3) 公述人の氏名及び住所並びに意見の要旨

(4) 委員の発言の要旨

(5) その他公聴会の経過に関する事項

附 則

この告示は、公表の日から施行する。

附 則（平成7年3月31日内水面漁場管理委員会告示第2号）

この告示は、公表の日から施行する。

附 則（令和2年11月20日内水面漁場管理委員会告示第2号）

この告示は、令和2年12月1日から施行する。